

(参考資料：水道技術管理者の資格要件)

水道技術管理者は、下表のいずれかの要件に該当しなければならない。ただし、()内は1日最大給水量 1,000 m³以下の専用水道を対象とする。

基礎教育を受け卒業した者		土木工学又はこれに相当する課程を修了		土木工学以外の工学及び理学・農学・医学・薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	工学・理学・農学・薬学以外の学科目
		衛生工学・水道工学に関する学科目	左記以外の学科目		
	新制大学院 大学の専攻科	1年以上 (6ヶ月以上)	2年以上 (1年以上)	—	—
	新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	旧制大学	2年以上 (1年以上)			
	短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
	高等学校 中等教育学校 旧制中等学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
その他	①10年以上(5年以上)水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ②外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において習得する程度と同等以上習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ③厚生労働大臣の指定する者が行う水道の管理に関する講習を修了した者				

(例)

・1日最大給水量が 300 m³の施設で、新制大学の農学部を卒業し、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数が3年の場合：実務経験年数2年以上の資格要件を満たすので水道技術管理者になることができます(報告にあたっては、卒業を証する書類を添付すること)。

・1日最大給水量が 1,100 m³の施設で、高等学校の普通科を卒業し、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数が4年6ヶ月の場合：実務経験年数9年以上の資格要件を満たさないため、水道技術管理者にはなれません。